

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	未来創造部未来こども若者局こども若者応援課
委 託 業 務 番 号	令和5年度長未こ第98号
委 託 業 務 名 称	(仮称)長浜市未来こども若者計画策定業務
委 託 業 務 場 所	長浜市八幡東町632番地 他
業 務 の 概 要	本業務は、下記の事項を委託するものとする。 ①ニーズ実態調査の実施と分析 ②需要量の推計及び目標量の設定 ③長浜市未来こども若者会議の運営支援 ④計画案の策定支援 ⑤パブリックコメントの実施支援 ⑥計画書及び概要版の作成
履 行 期 間	令和5年11月1日 から 令和7年3月24日 まで
契 約 年 月 日	令和5年10月31日
契 約 額 (税 込)	9,130,000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目53番22号 [商 号 又 は 名 称] Next-i株式会社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	公募型プロポーザル方式による企画提案書の提出及びプレゼンテーションによる競争を実施し、同社を契約の相手方として選定したもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 (2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。